

農林年金の特例一時金をお支払いいたします

令和2年4月1日の
農林年金改正法の施行日以降、
対象者全員に特例一時金をお支払いして農林年金のお支払いは終了します。



あなたも
対象者かも
しれませんよ

でも

農林年金に住所登録がないとお届け^{*}できません

※対象者には農林年金から特例一時金のお支払いのご案内をお送りいたします。

対象者

農協、漁協、森林組合などの農林漁業団体にお勤めされたことのある方

(※農業共済組合、厚生連病院、土地改良区、農業会議、たばこ耕作組合、漁船保険組合、農事組合法人など)

特にこんな方は登録されていない可能性があります

1

平成8年12月以前に団体を退職している。^{*1}

2

日本年金機構「ねんきん定期便」に農林年金期間が含まれていない。^{*2}

3

すでに62歳を超えているが農林年金から何の連絡もない。^{*3}

4

62歳はまだ先のことだが、①②に当てはまる。

※1 特に退職時と「苗字(姓)」が変わっている場合、住基ネットを確認できません。※2 農林年金期間は、ねんきん定期便の「一般厚生年金」期間に含まれています。※3 平成31年4月1日時点で62歳を超えている。

お心当たりがある方、こちらまでご連絡をお願いします。

連絡窓口

農林年金
管理徴収課

03-6260-7808

農林漁業団体職員共済組合(農林年金) <https://www.norin-nenkin.or.jp/>

